

岩手県告示第 722 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岩手県立軽米病院附属小軽米診療所	九戸郡軽米町大字小軽米第 7 地割 1 番地 2	平成 19 年 8 月 31 日